

官報

号外 昭和三十三年三月三十日

○第三十六回 衆議院 會議録 第二十七号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)

議事日程 第二十三号

昭和三十三年三月三十日

午後一時開議

- 第一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 技術士法案(内閣提出)
- 第三 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の会議に付した案件

- 日程第一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 技術士法案(内閣提出)
- 日程第三 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 揮発油税法案(内閣提出)
- 地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

開拓農業振興臨時措置法案(内閣提出)

午後二時四十八分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

日程第一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。通信委員長松井政吉君。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項ただし書中「する場合」の下に「及び第一号に掲げる附屬設備、第三号に掲げる設備又は第四号に規定する設備のうち郵政省令で定める特殊なものについてする場合」を加え、同項に次の一号を加える。

四 単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附屬機器その他

の附屬設備であつて、郵政省令で定めるもの

第二百五条第七項中「第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附屬設備」を「第一項第一号又は第四号の規定による公衆電気通信設備」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項に次のただし書を加える。

但し、加入者がその附屬電話機を設置し又は増設する場合、この限りでない。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔松井政吉君登壇〕

○松井政吉君 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は去る三月十四日内閣から提出されたものでありまして、その提案の理由及び内容の概要を申し述べれば、昭和二十八年公衆電気通信法の制定施行に伴い、構内交換設備等の設置については、日本電信電話公社の直営のほか、利用者の自営も認められた

のでありますが、その両者共存の制度により、サービスは向上し、利用者の利便も増大して、おおむね好成績をおさめておる実情にかんがみ、公衆電気通信法第二百五条に改正を加えて、単独電話または共同電話の電話回線に接続する付属電話機等であつて郵政省令で定めるものについても新たに加入者の自営を認めるとともに、現行法においては利用者の自営は同一回線に接続するものの全部について行ななければならぬこととなつてゐるのを改めて、郵政省令で定める特殊な設備については一部の自営を認め、かつ、今回自営を認めるものについても、従来のものと同様、工事担当者認定制度の適用、技術基準の設定及び設備検査の施行により公衆電気通信に支障を及ぼさないようにしようとするものであります。なお、付属電話機を自営する場合には負担金の支払いを要しないこととし、このために、本法案の附則に電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する規定を設けております。

通信委員会におきましては、本法案の付託を受けまして以来、数回にわたつて會議を開き、まず提案理由の説明を聴取し、次いで本案の趣旨、従来の構内交換設備の直営並びに自営による設置保存の状況、本案の施行が公衆電気通信事業に及ぼす支障の有無等につき、政府及び日本電信電話公社当局との間に質疑応答を重ねたのであります。

昭和三十三年三月三十日 衆議院會議録第二十七号 技術士法案

すが、これらは會議録に譲ることとい
たします。

かくして、委員会は三月二十九日質
疑を終了し、討論を省略して採決を行
いました結果、全会一致をもって本案
を可決いたしましたのであります。

これに引き続き、委員森本靖君は、
日本社会党を代表して、社会党として
は、主として電話利用者の利便の増進
と中小企業者たる民間工事業者保護助
成の見地に立つて本案に賛成したので
あるが、他面、公衆電気通信設備は一
貫した技術と統一した規格とによつて
設置保存されることを必要とするか
ら、利用者の設備自営によつて公衆通
信に悪影響を与えることのないよう十
分戒慎すべきであるとの理由から、次
の附帯決議を本案に付すべき旨の動議
を提出し、採決の結果、これまた全会
一致可決を見た次第であります。

附帯決議を朗読いたします。

公衆電気通信事業の円滑な運行を
期するには、その設備が端末に至る
まで一体として、厳密な技術の一貫
性と規格の統一性を保持することが
緊要である。かかる要請に鑑み、
改正後の公衆電気通信法第五十五条
の実施に当つては、政府ならびに公社
当局は、技術基準の設定、設備の検
査、工事担任者の認定及び設備の保
存者を異にする場合における保守責
任の分界等につき細心の注意を払
い、苟も公衆電気通信設備の利用者

による設置によつて事業運用に支障
を与えることのないよう万全の措置
を講ずべきものと認める。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

日程第二 技術士法案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、技術
士法案を議題といたします。委員長の
報告を求めます。科学技術振興対策特
別委員会理事有田喜一君。

技術士法案

技術士法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 試験(第四条―第十三条)
- 第三章 登録(第十四条―第二十
三条)
- 第四章 技術士の義務(第二十四
条―第二十六条)
- 第五章 技術士審議会及び技術士
試験委員(第二十七条―
第三十五条)
- 第六章 雑則(第三十六条―第三
十七条)

第七章 罰則(第三十八条・第三
十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、技術士の資格
を定め、その業務の適正を図り、
もつて科学技術の向上と国民経済
の発展とに資することを目的とす
る。

(定義)

第二条 この法律において「技術士」
とは、第十四条の登録を受け、技
術士の名称を用いて、科学技術
(人文科学のみに係るものを除
く。)に関する高等の専門的応用能
力を必要とする事項について計
画、研究、設計、分析、試験、評
価又はこれらに関する指導の業務
(他の法律においてその業務を行
うことが制限されている業務を除
く。)を行う者をいう。

(欠格事項)

第三条 次の各号の一に該当する者
は、技術士となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
で、その執行を終り、又は執行
を受けることがなくなつてから
二年を経過しないもの
- 三 公務員で、懲戒免職の処分を
受け、その処分を受けた日から
二年を経過しない者

四 第三十七条の規定に違反し
て、罰金の刑に処せられ、その
執行を終り、又は執行を受ける
ことがなくなつてから二年を経
過しない者

五 第十八条第二号又は第十九条
の規定により登録の取消の処分
を受け、その処分を受けた日か
ら二年を経過しない者

六 弁理士法(大正十年法律第百
号)第十七条第一項の規定によ
り業務を禁止された者、測量法
(昭和二十四年法律第百八十八
号)第五十二条第二号の規定に
より登録をまつ消された者、建
築士法(昭和二十五年法律第二
百二号)第十条第一項の規定に
より免許を取り消された者又は
土地家屋調査士法(昭和二十五
年法律第二百二十八号)第十三
条第一項第三号の規定により登
録の取消の処分を受けた者で、
これらの処分を受けた日から二
年を経過しないもの

第二章 試験

(技術士試験の種類)

第四条 技術士試験を分けて、予備
試験及び本試験とする。

(予備試験)

第五条 予備試験は、技術士となる
のに必要な基礎的学力を有する
かどうかを判定することをその目的
とし、理学、工学、農学その他総

理府令で定める自然科学に属する
科学の部門(以下「科学部門」とい
う。)とに行う。

(予備試験の免除)

第六条 次の各号の一に該当する者
に對しては、予備試験を免除す
る。

一 学校教育法(昭和二十二年法
律第二十六号)による大学(短
期大学を除く。)、旧大学令(大
正七年勅令第三百八十八号)に
よる大学又は旧専門学校令(明
治三十六年勅令第六十一号)に
よる専門学校において理料系統
の正規の課程を修めて卒業した
者

二 前号に該当する者のほか、政
令で定めるところにより、自然
科学に關し前号の一に該当する
者と同等以上の基礎的学力を有
すると認められる者

(本試験)

第七条 本試験は、技術士となるの
に必要な高等の専門的応用能力を
するかどうかを判定することをそ
の目的とし、総理府令で定める技
術の部門(以下「技術部門」とい
う。)とに行う。

2 本試験は、予備試験に合格した
者又は前条の規定により予備試験
を免除された者で、科学技術(人文
科学のみに係るものを除く。)に
關する専門的応用能力を必要とす

る事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

(技術士の資格)

第八条 本試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

(受験手数料)

第九条 予備試験又は本試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

(合格証書)

第十条 予備試験又は本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(試験の執行)

第十一条 予備試験及び本試験は、毎年一回以上、科学技術庁長官が行う。

(合格の取消等)

第十二条 科学技術庁長官は、不正の手段によつて予備試験又は本試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めてその試験を受けさせないことができる。

(試験の細目)

第十三条 この章に規定するもののほか、科学部門、技術部門、試験科目、受験手続その他予備試験及び本試験に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十四条 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿（以下「登録簿」という。）に、氏名及び住所、事務所の名称及び所在地、生年月日、合格した本試験の技術部門その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録簿)

第十五条 登録簿は、科学技術庁に備える。

(登録証)

第十六条 科学技術庁長官は、技術士の登録をしたときは、申請者に技術士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名及び住所並びに事務所の名称及び所在地
- 三 生年月日
- 四 合格した本試験の技術部門

(登録証等の訂正)

第十七条 技術士は、前条第二項第二号又は第四号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、科学技術庁長官に登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

変更があつたときは、遅滞なく、科学技術庁長官に登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

2 科学技術庁長官は、前項の規定により登録証の記載事項の訂正を行つたときは、第十四条の登録簿の登録事項の訂正をしなければならない。

(登録の取消等)

第十八条 科学技術庁長官は、技術士が次の各号の一に該当する場合、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第三条各号の一に該当するに至つた場合（同条第五号に該当する場合を除く。）
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

第十九条 科学技術庁長官は、技術士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の取消等の手続)

第二十条 科学技術庁長官は、技術士に第十八条第二号又は前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

2 科学技術庁長官は、第十八条第二号又は前条の規定により技術士の登録を取り消し、又はその名称の使用の停止を命ずるときは、その旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

の登録を取り消し、又はその名称の使用の停止をしようとするときは、当該技術士にあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

3 第十八条第二号又は前条の規定による登録の取消又は名称の使用の停止は、前項の規定による聴聞を行つた後、相当な証拠により第十八条第二号又は前条に該当する事実があると認められた場合において、あらかじめ技術士審議会の意見をきいてするものとする。ただし、当該技術士又はその代理人が正当な理由がなく出頭しない場合においては、前項の規定による聴聞を行わないことができる。

4 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員をして次の各号に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

5 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(登録の消除)

第二十一条 科学技術庁長官は、技術士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録手数料等)

第二十二条 第十四条の規定により登録を受けようとする者、第十七条第一項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(登録の細目)

第二十三条 この章に規定するもののほか、登録の手続、登録証の再交付及び返納、登録の消除その他技術士の登録に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章 技術士の義務

(信用失墜行為の禁止)

第二十四条 技術士は、技術士の信用を傷つけ、又は技術士全体の名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十五条 技術士は、正当の理由がなく、その業務上取り扱つたこ

とについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。技術士でなくなつた後においても同様とする。

(名称表示の場合の義務)

第二十六条 技術士は、その業務に關して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門の全部又は一部を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

第五章 技術士審議会及び技術士試験委員

(技術士審議会)

第二十七条 科学技術庁に、技術士審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二十八条 審議会は、技術士に關する重要事項並びに技術士の登録の取消及びその名称の使用の停止に關し審議する。

第二十九条 審議会は、委員十五人以上をもつて組織する。

(会長)

第三十条 審議会の会長は、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第三十一条 委員は、関係行政機関

の職員及び技術士に關する事項について意見の高い者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術士試験委員)

第三十二条 科学技術庁に、技術士試験の事務をつかさどらせるため、技術士試験委員を置く。

2 技術士試験委員の定数は、政令で定める。

3 技術士試験委員は、技術士試験を行うに關して必要な学識経験のある者のうちから、試験の執行ごとに、審議会のすいせんに基き、科学技術庁長官が任命する。

(委員等の勤務)

第三十三条 審議会の委員及び技術士試験委員は、非常勤とする。

(不正行為の禁止)

第三十四条 技術士試験委員その他技術士試験の事務をつかさどる者は、試験の執行について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(議事手続等)

第三十五条 この章に定めるもののほか、審議会の議事その他その運

営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(業務に対する報酬)

第三十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

(名称の使用の制限)

第三十七条 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第七章 罰則

第三十八条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止期間中に、技術士又はこれに類似する名称を使用したもの

二 第三十四条の規定に違反して、不正の採点をした者

三 第三十七条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 予備試験又は本試験は、第十一条の規定にかかわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

3 この法律の施行の際現に技術士又はこれに類似する名称を使用している者は、第三十七条の規定にかかわらず、昭和三十三年八月三十一日までは、なお従前の名称を使用することを妨げない。

第二十条第一項の表中

科学技術審議会

科学技術に關する重要事項並びに日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勸告に關する事項を審議すること。

技術士試験委員

技術士試験を行うこと。

技術士試験委員

技術士試験を行うこと。

科学技術審議会

科学技術に關する重要事項並びに日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勸告に關する事項を審議すること。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 ただいま議題となりました技術士法案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

欧米先進諸国におきましては、数十年前より技術士の制度が確立し、各企業に對し高度の技術の相談に応じ、

(科学技術庁設置法の一部改正) 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 技術士試験を行い、及び技術士を登録すること。
第六条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 技術士に關すること。

に改める。

もつて企業の合理化、經濟の發展に寄与しており、その技術能力と業績に對する社会的信頼は実に絶大なものがあります。わが国においては、この制度に對する社会的認識はきわめて薄く、諸外国に比べ著しく立ちおくれ、進歩した技術は一般企業に十分取り入れることができない実情にあります。で、本案は、わが国における科学技術の向上と國民經濟の發展とに資するた

め、技術士の資格を定め、その業務の適正化をはからんとするものであります。すなわち、技術士となるには、所定の資格試験に合格の上、科学技術庁に登録しなければならぬとするとともに、技術士の名称の独占を認め、他の者の使用を禁止し、また、信用失墜行為や秘密漏洩行為等を行なつてはならない義務規定等を設けております。

本案は、去る三月二十日宇田国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人より意見を聴取し、また商工委員会との連合審査会を開会するなど、きわめて熱心な審議が行われたのであります。これらの内容は速記録に譲りたいと思ひます。

かくて、三月二十九日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十三年三月三十日 衆議院會議録第二十七号 建設省設置法の一部を改正する法律案

○議長(金谷秀次君) 日程第三、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事床次徳二君。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年三月二十九日 参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 金谷秀次君

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 産業開発青年隊に関すること。

第三条第七号を次のように改める。

七 下水道に関すること(終末処理場に関するものを除く)。

第三条第二十六号の二中「又は日本電信電話公社」を「日本電信電話公社、原子燃料公社、日本原子力研究所又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会(以下

「公共団体等」という。に改め、同条第二十六号の三中「公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社」を「公共団体等」に改め、同条第二十六号の五中「その敷地及び建築資材」を「その敷地、建築資材及び建設工事用機械」に改め、同条第二十九号中「技術者」を「建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等」に改める。

第四条第二項中「及び第二十六号の三」を「第二十六号の三及び第二十九号」に改め、「同条第二十九号に規定する事務(附属機関の所掌に属するものを除く)」を削り、同条第三項中「前条第一号」の下に「第一号の二」を加え、「並びに同条第二十号」を「同条第二十号に、並びに同条第二十三号の五」を「同条第二十三号の五」に改め、「に係るもの」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(建設研修所)

第九条の二 建設研修所は、第三條第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等の養成及び訓練に関するものをつかさどる機関とする。

2 建設研修所は、東京都に置く。

3 建設研修所の内部組織は、建設省令で定める。

第十條第一項の表中道路審議会の項の次に次のように加える。

河川審議会	建設大臣の諮問に応じて河川及び海岸に關する重要事項で建設省の所管に係るものを調査審議し、又は建設大臣に建議すること。
-------	--

第十二條第二号中「公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社」を「公共団体等」に改め、同条第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行う營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

第十二條第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 産業開発青年隊事業の実施に關すること。

第十四條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

報告書は會議録追録に掲載

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案における改正の要点を申し上げます。第一点は、土木、建築、測量等の専門的な技術及び事務を担当

する職員について組織的な研修を実施するため、建設省の付属機関として新たに建設研究所を設置すること、第二点は、河川及び海岸行政の重要性にかんがみ、これを一そう推進するため、従来建設省限りで設置、運営して参りました河川審議会は、これを法制上の審議会とし、名実ともに同省の付属機関とすること、第三点は、下水道に関する事務は、終末処理場に関するものを除いて、すべて建設省の所管とし、水道に関する事務は建設省において一切これを所管しないとするのであり、その他、産業開発青年隊に関する規定を整備すること等であります。

本案は参議院先議のものであります。昨二十九日本付託となり、同日質疑を終了しましたが、その詳細は何とぞ會議録によつて御承知を願います。

討論の通告もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

揮発油税法案(内閣提出)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、揮発油税法案、地方道路税法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

揮発油税法案、地方道路税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本幸一君。

揮発油税法案

揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 課税標準及び税率(第八条―第九条)

第三章 徴収(第十条―第十三条)

第四章 免税、税額控除等(第十四条―第十七条)

第五章 納税の担保(第十八条―第二十一条)

第六章 雑則(第二十二條―第二十六條)

第七章 罰則(第二十七條―第三十一条)

附則 第一章 総則

(課税物件)

第一条 揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「揮発油」とは、摂氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

2 この法律において「保稅地域」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保稅地域の種類)に規定する保稅地域をいう。

(納税義務者)

第三条 揮発油の製造者は、その製造場から移出して揮発油の数量に応じ、揮発油税を納める義務がある。

2 揮発油を保稅地域から引き取る者は、その引き取る揮発油の数量に応じ、揮発油税を納める義務がある。

(保稅地域に該当する製造場)

第四条 揮発油の製造場が保稅地域に該当する場合には、この法律(第十四条第一項第一号及び第二号、第十七条第三項各号列記以外の部分並びに第二十三条を除く)の適用上、これを揮発油の製造場でないものとみなす。

(移出又は引取等とみなす場合)

第五条 揮発油の製造場において揮発油が消費される場合(新たな揮発油を製造するために消費される場合を除く。以下次項において同じ)には、当該製造者がその消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者が揮発油の製造者となし、当該消費者が消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

2 保稅地域において揮発油が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該揮発油をその保稅地域から引き取るものとみなす。

(揮発油等とみなす場合)

第六条 揮発油の製造場又は保稅地域において、揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(その性状及び用途が揮発油に類するものに限る。以下この条において同じ)としたときは、当該混和を製造とみなし、当該揮発油以外の物を揮発油とみなす。

(製造者等とみなす場合)

第七条 揮発油が揮発油の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰

することができないときは、当該揮発油を移出した者を揮発油の製造者とみなして、この法律を適用する。

2 揮発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場であつた場所に現存するときは、当該揮発油については、なおその場所を揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第八条 揮発油税の課税標準は、揮発油の製造場から移出した揮発油又は保稅地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量とする。

2 第五条の規定により揮発油を製造場から移出したものとみなされ、又は保稅地域から引き取るものとみなされる場合における当該揮発油に係る揮発油税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、その消費される揮発油の数量とする。

(税率)

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万五千八百円とする。

第三章 徴収

(移出数量等の申告)

第十条 揮発油の製造者は、毎月その製造場から移出した揮発油(当該移出につき第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けた揮発油を除く。)の数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 揮発油を保税地域から引き取りとする者は、当該引取に係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る揮発油の数量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(移出数量等の決定通知)

第十一条 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された揮発油の数量が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該揮発油の数量を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)

第十二条 揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十三条 揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税務署長は、二月以内、その徴収を猶予することができる。

2 保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税関長は、三月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十四条 次に掲げる場合において、当該揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第六項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 揮発油の製造者が揮発油を揮発油の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 揮発油の製造者が揮発油を保税地域から揮発油の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油がその移出先又は引取先に移入されたことについて、当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長(当該移出先又は引取先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)の証明書提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る揮発油の移出先又は引取先等につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により揮発油税を免除された揮発油については、当該承認に係る移出先又は引取先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先がその揮発油を移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

(輸出免税)

第十五条 揮発油を輸出する目的で揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取りとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第四項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

5 第一項の承認を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は

保税地域から引き取つた者は、当該揮発油をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(燈油の免税)

第十六条 燈油に該当する揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取りとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する燈油に該当する揮発油の規格については、政令で定める。

(戻入れの場合の揮発油税の控除等)

第十七条 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場に戻し入れた場合において、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額から当該揮発油につき当該移出

により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項から第三項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油を揮発油の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに移出するときは、政令で定めるところにより、当該移出に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項から次項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をその戻し入れ、又は移入した保税地域に該当する揮発油の製造場からさらに引き取るときは、政令で定めるところにより、当該引取に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該各号に

規定する揮発油の製造場又は保税地域からの移出又は引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、第一項からこの項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

一 保税地域に該当する揮発油の製造場から引き取られた揮発油を当該保税地域に該当する揮発油の製造場に戻し入れた場合

二 揮発油の製造場から移出され、又は他の保税地域から引き取られた揮発油を保税地域に該当する揮発油の製造場に移入した場合

4 第一項の場合において、揮発油の製造の廃止その他の理由により、揮発油を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額がないとき、又は徴収されるべき揮発油税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

5 第一項から第三項までの規定による控除を受けようとする者は、当該戻入れ又は移入に係る揮発油の数量を記載した書類及び当該揮発油につき徴収された、又は徴収

されるべき揮発油税額につき事実を証する書類を提出して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長又は保税地域に該当する製造場の所在地の所轄税関長の確認を受けなければならない。

6 第四項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

第五章 納税の担保

(担保の提供)

第十八条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該揮発油に係る揮発油税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者が第十四条第一項の承認を受けて揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて輸出する目的で揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、揮発油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、揮発油の製造者に対し、金額及び期間を指定して、揮発油税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十四条第二項若しくは第十五条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十四条第六項、第十五条第四項若しくは第二十八条第二項の規定により揮発油税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第十九条 第十三条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長(以下「国税庁長官等」という。)が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む)。

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの(担保の変換等)

第二十条 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不十分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができ。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第二十一条 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて揮発油税の納付に充てることができる。

2 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに揮発油税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて揮発油税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて揮発油税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して揮発油税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべき揮発油税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき揮発油税を完納しないときは、

まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章 雑則

(利子税額)

第二十二条 揮発油税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条(納税の告知)の規定による指定納期日(第十三条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日)までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に対し、当該納期日(揮発油を保税地域から引き取つた者が第二十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、その揮発油税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定により揮発油税を徴収する場合において、当

該納期日が第十二条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。)の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、揮発油税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条(公売代金等

の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。

(製造の開廃等の申告)

第二十三条 揮発油を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。揮発油の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 揮発油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第二十四条 揮発油の製造者又は販売業者は、政令で定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十五条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括受

遺贈者を含む。の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十号第一項又は第二十三条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務
(当該職員の場合)

第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、揮発油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 揮発油の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、揮発油税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、

その団体の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第三条、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により揮発油税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十七条第四項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこ

え当該揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3 揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該揮発油税に係る揮発油が既に製造場から移出されているときは、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十四条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該揮発油をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十五条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該揮発油を消費し、又は譲り渡したものの

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十四条第六項本文又は第十五条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、既にこれらの

規定が適用された場合には、この限りでない。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 第二十七条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項(併合罪)、第六十三条(従犯の刑の減輕)及び第六十六条(情状による刑の減輕)の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七条から第二十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3 第二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続いて揮発油の製造者であるものについては、適用しない。

4 改正前の揮発油税法(以下「旧法」という。)第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除については、第六項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

5 旧法第八条第一項の承認を受けて製造場から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除並びに当該揮発油の消費及び譲渡についての承認並びに当該承認に係る揮発油税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

6 次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法(以下「新法」という。)第九条の規定を適用する。

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこ

一 旧法第七條第一項又は第八條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）

二 この法律の施行後に前項においてその例によるものとされる旧法第九條第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合

三 この法律の施行前に租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六條第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に

基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百一十二号）第一條に規定する協定第六條又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合

7 旧法第七條第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた営業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

8 この法律の施行前に製造場に戻し入れた揮発油で既に揮発油税を課されているものが、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第七條第一項中「当該戻入れの月」とあるのは、「この法律の施行の日の属する月」と読み替えて、同項の規定を適用する。

9 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所

で、合計五キロリットル以上の揮発油（新法第十六條に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び第十一項において同じ。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき四千八百円の揮発油税を課する。

10 前項の場合において、その揮発油税額が四万八千円以下のときは、昭和三十三年四月三十日限り、四万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額四万八千円をこえるとき
昭和三十三年四月及び五月
税額九万六千円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額二十八万八千円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額四十八万八千円をこえるとき
同年四月から八月まで

11 第九項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄

税務署長に提出しなければならない。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「物品税法第九條の下に、揮発油税法第十七條第一項」を加える。

第八條及び第九條中「物品税の下に、揮発油税を加える。

14 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第十條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」に改め、同條第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「読み替える」を、「所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替える」に改める。

第十一條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

15 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第十二條第三項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

16 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第四條第二項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

第五條第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同條第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法を加え、同項中「同法第十條第一項」を「物品税法第十條第一項又は揮発油税法第十二條第一項」に改め、同項中「物品税」の下に

「又は揮発油税」を加える。

17 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

18 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第二条第二号中「同法第十五条（揮発油とみなす場合）」を「同法第六条（揮発油等とみなす場合）」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第十三条、」を削る。

19 租税特別措置法（昭和三十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第八十九条及び第九十条を次のように改める。

（石油化学原料として消費される揮発油の免税）

第八十九条 エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する製品（揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ。）の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締必要があることを認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定す

る製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができ。

（航空機の燃料用揮発油等の免税）

第九十条 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に応じ、政令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場（保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用
二 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定め

るもの

2 揮発油税法第十四条第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取った揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途

に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取った者から地方道路税をあわせて徴収する。

3 第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しようとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとはみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八条第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内

に提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二条第一項の規定にかかわらず、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

4 揮発油税法第十四条第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条

の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

揮発油税法に対する修正案
揮発油税法に対する修正
揮発油税法の一部を次のように修正する。

第九条中「一万五千八百円」を「一万四千八百円」に改める。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

「報告書は会議録追録に掲載」
地方道路税法の一部を改正する法律
地方道路税法の一部を改正する法律

地方道路税法（昭和三十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に、「第十五条」を「第六条」に改める。

第四条中「二千円」を「三千七百円」に改める。

第五条を次のように改める。

(納税義務者)

第五條 揮発油の製造者(揮発油税法第五條第一項ただし書、第七條第一項又は第十四條第五項の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ)は、その揮発油の製造場(揮発油税法第七條第二項又は第十四條第五項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含む、保税地域に該当する揮発油の製造場を除く。以下同じ)から移出した揮発油(揮発油税法第五條第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油)の数量に応じ、地方道路税を納める義務がある。

2 揮発油を保税地域から引き取る者(揮発油税法第五條第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ)は、その引き取る揮発油(揮発油税法第五條第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油)の数量に応じ、地方道路税を納める義務がある。

3 前二項の規定は、揮発油税法第十四條第一項本文又は第十五條第一項本文の規定の適用を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出した場合又はこれらの規定の適用を受けて揮発油を保税地域から引き取る場合には、適用しない。

4 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第十四條第六項、第十五條第四項又は第二

八條第二項の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者から地方道路税を徴収する。第六條を次のように改める。

(燈油の免税)

第六條 揮発油税法第十六條第一項の規定により燈油に該当する揮発油について揮発油税を免除するときは、当該燈油に該当する揮発油に係る地方道路税を免除する。第七條第二項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第八條第一項中「第五條第一項ただし書」を「第十三條」に改め、同條第二項中「第十條第一項」を「第十八條第一項又は第二項」に、「担保を提供させる」を「担保の提供を命ずる」に、「提供させなければ」を「提供すべきことを命じなければ」に改め、同條第三項中「第五條第二項及び第五條の二」を「第十八條第三項から第五項まで及び第十九條から第二十一條まで」に、「提供された」を「提供される」に改め、同條第四項を削る。

(戻入れの場合の地方道路税の控除等)

第九條 揮発油税法第十七條第一項から第三項まで又は第四項の規定により揮発油税額に相当する金額

の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方道路税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方道路税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の百九十五分の三十七に相当する地方道路税額に相当する金額及び百九十五分の百五十八に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 第一項の規定による控除を受けようとする者は、当該控除に係る揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき地方道路税額につき事実を証する書類を、揮発油税法第十七條第五項の規定により提出すべき書類にあわせて提出しなければならない。

4 第一項の規定による還付を受けようとする者は、揮発油税法第十七條第六項の規定による還付の申請にあわせてその申請をしなければならない。

第十條第一項中「第十五條の二」を「第二十二條」に、「十三分の二」

を「百九十五分の三十七」に改め、同條第二項中「第十五條の二」を「第二十二條」に、「十三分の二」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十一條第一項中「国税徴収法」の下に「(明治三十年法律第二十一号)」を加え、同項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十二條第四項及び第十三條第一項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

3 前項の規定は、第九條及び揮発油税法第十七條の規定による地方道路税及び揮発油税の控除に係る金額の合算額又はこれらの規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額の合算額について準用する。

第十四條の次に次の一條を加える。

(当該職員の特権)

第十四條の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という)は、地方道路税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 揮発油の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、地方道路税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の揮発油の製造又は取引に関する参考となるべき事項を詢問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五條第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があつ

たときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条第一項第一号中「行為によつて地方道路税を免かれた者」を「行為により地方道路税を免かれ、又は免かれようとした者」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。

二 偽りその他不正の行為により第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

第十五条第二項中「相当する金額」の下に「又は還付金に相当する金額」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該地方道路税に係る揮発油が既にその揮発油の製造場から移出されているとき（揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、当該地方道路税に係る揮発油が既にその揮発油の製造場において消費されているとき）は、直ちにその地方道路税を徴収する。第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 第十四条の二第一項

第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第十六条中「前条」を「第十五条第一項」に改める。

第十七条中「第十五条」を「第十五条第一項又は第十五条の二」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方道路税法（以下「旧法」という。）第五条第二項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る地方道路税の徴収並びに当該揮発油の消費及び譲渡に係る地方道路税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4 揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）附則第六項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる

旧法第五条第三項の規定又は揮発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路税の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法（以下「新法」という。）第四条の規定を適用する。

5 揮発油税法附則第九項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の四十八分の十七に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

6 前項の規定による地方道路税については、新法第七条第二項及び第十條から第十三条まで中「百九十五分の三十七」とあるのは、「六十五分の十七」と、「百九十五分の四十八」とあるのは、「六十五分の四十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「揮発油税法第十七條第一項の下に、地方道路税法第九條第一項（揮発油税法第十七條第一項の規定に係る部分に限る。）を加える。

第八條及び第九條中「揮発油税」の下に「地方道路税」を加える。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「揮発油税法第十二條並びに地方道路税法第五條」を「並びに揮発油税法第十二條」に改める。

10 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「揮発油税法第十二條及び地方道路税法第五條」を「及び揮発油税法第十二條」に改める。

第五條第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

11 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法

律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「地方道路税法第九條第二項及び」を削る。

12 租税特別措置法（昭和三十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項中「第五條」の下に「及び地方道路税法第五條第一項又は第二項」を、「消費に係る揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同条第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

第九十條第四項中「第二十六條」の下に「並びに地方道路税法第十四條の二」を加える。

地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正

地方道路税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條の改正規定中「三千七百円」を「三千五百円」に改める。

第七條第二項、第九條、第十條、第十一條第一項、第十二條第四項及び第十三條第一項の改正規定中「百九十五分の三十七」を「百八十三分の三十五」に、「百九十五分の百五十八」を「百八十三分の百四十八」に改める。

附則第五項中「四十八分の十七」を「三十八分の十五」に改める。

附則第六項中「百九十五分の三十七」を「百八十三分の三十五」に、「六十五分の十七」を「五十三分の十五」に、「百九十五分の百五十八」を「百八十三分の百四十八」に、「六十五分の四十八」を「五十三分の三十八」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 ただいま議題となりました揮発油税法外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず、揮発油税法案について申し上げます。

本案のおもな改正の第一点は、税率を、一キロリットルにつき、現行の一万一千円から四千八百円引き上げて一万五千八百円とすることとしたしております。

次に、現行揮発油税法では、製造場から引き取りの際課税を受け、そのつど納税する制度となっておりまして、これを、他の間接税と同様に、製造場から移出した月の翌月末日に一括納税する制度に改めるとともに、この移出課税制度への切りかえに伴いまして、製造場から移出したときの徴収猶予は納期後二カ月以内とすることとしたしております。

次に、税率の引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十三年四月一日現在、製造場及び保税地域以外の場所合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき四千八百円の税率で手持品課税を行うこととしております。

次に、新たに工業用の揮発油のうち石油化学工業の原料に用いられる揮発油等についても、航空機用の揮発油と同様に、一定の手續のもとに免税措置を講ずることとし、このため本案の附則で租税特別措置法の一部を改正することとしたしております。

以上の改正により、初年度約百二十八億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正の要点は、税率を、一キロリットルにつき、現行の二千円から一千七百円引き上げ三千七百円とすることとしたしております。

次に、揮発油税法における移出課税制度の採用等の改正に伴い所要の改正を行うとともに、手持品課税については、揮発油税にあわせて、一キロリットルにつき一千七百円の税率で地方道路税を徴収することとしたしております。また、石油化学工業用の工業用揮発油につきましても、揮発油税の免税措置にあわせて、地方道路税を免税することとしたしております。

以上の改正により、初年度約四十五億円の増収を見込んでおるのであります。

以上の両法案につきましては、去る二十日以降、当委員会において慎重に審議を続けるとともに、二十五日及び二十七日の二回にわたって、地方行政委員会、運輸委員会及び建設委員会と連合審査を行いました。これら委員会及び連合審査会における質疑応答の詳細は、一々ここに御報告申し上げる余裕はございませんので、主要な点を要約いたしますと、おおむね次の通りでございます。

すなわち、揮発油税及び地方道路税の増徴は、いわゆる一億減税下における大幅増徴でありますので、まず揮発油税等をどうしても増徴しなければならぬ理由はどこにあるのか、また、自動車業者の負担力はすでに限界に達しておるから、このような増税にとりていたえられないのではないか、また、これらの増税が運賃の値上げを来たし、大衆負担に転嫁せられることにはならないか、また、揮発油税は道路整備費の財源等に関する臨時措置法により道路整備費の財源とすることにきめられておるのであるが、これが臨時就労対策事業とか特別失業対策事業等にも支出せられておるのは法律違反ではないか、また、道路整備費の財源としては、道路整備五カ年計画実施中は揮発油税の増徴を行うべきでなく、

なお揮発油税だけでなく、一般会計からも多額を出すべきではないかといった質疑がこもこも行われ、これに対して、大蔵大臣、建設大臣、その他政府委員より、それぞれ答弁がございました。

以上二法律案は、慎重審議の結果、二法律案に対して小山長規君外二十五名提案による修正案が提出されました。その修正案の内容について申し上げますと、揮発油税の税率を原案の一萬五千八百円から一萬四千八百円に引き下げるとともに、地方道路税の税率も原案の三千七百円から三千五百円に引き下げるものであります。この修正案によります増減収額は、揮発油税において七千六百万円の減収となり、地方道路税においては逆に七千六百万円の増収となるので、これらを差し引きますと、税収額に対しては影響ないことになるといふ提案者小山委員からの説明がございました。

以上の二修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取いたしましたところ、しいて反対しない旨の意見が述べられたのであります。

次いで、質疑を打ち切り、直ちに討論に入りましたところ、社会党を代表して横山利秋委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、二法律案について、おのの修正案及び修正部分を除く原案につ

いてそれぞれ採決に入りましたところ、いずれも起立多数をもって可決され、よって、二法律案は修正議決せられたのであります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。有馬輝武君。

〔有馬輝武君登壇〕

○有馬輝武君 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題になりました揮発油税法並びに地方道路税法の一部改正法律案に対しまして、反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

まず、揮発油税法案について申し上げます。

反対理由の第一は、岸内閣が喧伝これ努めている一億減税の裏で、一キロリットル当り五千三百円、総額にいたしまして百二十八億の増税がこの揮発油税によって企図せられている点であります。これは直接税による収奪が限界にきた政府のいかにもやりやうな手で、直接税たる所得税一億減税の陰に隠れた大衆収奪の陰謀であり、しかも、その過程で一部の弱い業者に破壊的な重課をしいている、二重に罪の深い法律案である点であります。

(拍手)
反対理由の第二は、この揮発油税法が院議を無視して計画されたことであります。衆議院運輸委員会は、昨年十

二月三日、次のような決議をいたしてあります。「現在わが国における道路は未だ発達過程にあり、これが整備拡充の極めて重要な論を俟たないが、これが経費は原則として国費をもって支弁すべきである。しかるに政府は、道路整備費の多くを揮発油税等に求め、逐年これが増徴をはかり、現在既に税負担の限界に達したものと認められる。今回政府において揮発油税増徴の計画あるやに聞くが、この上の増徴は税負担の均衡を失し、自動車運送事業その他に甚大なる影響を及ぼすものと認め、揮発油税増徴に対し絶対反対する。」同じ十二月四日、参議院の運輸委員会におきましても同様の決議がなされたのであります。にもかかわらず、二、三カ月を出ずして、この決議を踏みにじる大幅な増徴の法案が提案せられたのであります。この院議を無視する政府の態度は強く糾弾されなければなりません。(拍手)

反対理由の第三は、昭和三十三年度の揮発油の消費見込みについて、閣内の意見が不統一のまま、この増徴案が提案せられたこととあります。大蔵省がその算定の基礎とした通産省の見込み三百九十万キロリットルを、水田通産大臣は、再検討する余地はないと言いい、官運運輸大臣は、閣議の決定には責任を持つが、運輸省が出した四百二十万キロリットルはあくまで重要な審

議の資料としてはしいと申しておるのではありません。このような齟齬見込みの食い違いを基礎とした、この、いわば不確定法案は、国会審議を不当に混乱させるものであり、かつ、納税者を愚弄するものではないといわざるを得ません。(拍手)

反対理由の第四は、この揮発油税を財源とする政府の道路整備の計画が、九年以上のワトキンス調査団の報告に基く道路整備五カ年計画の進捗状況がきわめて悪い現在、安易な形で再び道路整備十カ年計画を考え、その計画がまだ草案の域を出ていないのに、揮発油税だけはその重要な財源として増徴しようとするものであります。その上、この十カ年計画に基いて建設省が要求した初年度の所要経費九百六十億は、みごとにその半分以上に割られ、当初からこの整備計画はくずれ去つておるのであります。私たちは、この際、たといこの計画がその通り完成いたしたとしても、予定の三分の一しか整備されない事実を無視するわけには参りません。

反対理由の第五は、揮発油税の税率が現在でもあまりにも高過ぎることであります。物品税の中で、ぜいたく品に属するものよりずっと高く、たとえば、真珠入りの金指輪の二倍以上、嗜好品である酒類と同事であります。政府

は、揮発油税の小売価格に占める消費税の割合について、昭和三十年四月現在で、わが国は五百円のうち三十五円が消費税部分で、アメリカの二十七円より高いが、西ドイツの四十八円、イギリスの六十一円、フランスの六十七円、イタリアの七十一円のいずれより低いと称しております。これまた受当な比較とは申せないであります。数字の根拠について厳正であるべき大蔵省が、このような数字のごまかしをもちてあそぶことは許されないのであります。(拍手)何となれば、国民所得を考慮しないこのような比較は全く無意味であるからであります。試みに各国の国民所得をあげますならば、昭和二十九年年度で、各国一人当りの税引き後の所得は、日本の五万八千五百七十五円に對しまして、イタリア九万六千六百三円、西ドイツ十三万九千九百八十一円、フランス二十一万六千四百九十六円、イギリス二十二万二千七百六十八円、アメリカのごときは、日本の十倍近くの五十二万九千五百六十円で、格段の差を示しておるのであります。ましてや、アメリカでは乗用車が八〇%で、トラック、バスが二〇%であるのに對しまして、日本では、逆に、トラック、バスが八〇%で、乗用車が二七・八%にすぎない事実を思い合せますとき、揮発油の増税が国民生活に及ぼす影響はアメリカなどと比較にならないのであります。(拍手)

反対理由の第六は、道路整備費の財源が、当初、一般会計五割、揮発油税が五割とすべしとされておったにもかかわらず、現在では七割四分が揮発油税にたよっている事実であります。さらに、見過ごしてならないことは、大幅に増徴されるこの揮発油税が、道路費以外の、失業救済交付金及び有料道路建設等の資金調達のため交付する補助金等に百二十九億も支出されておるのであります。このような労働省及び建設省関係の補助金は、当然一般財源から支出すべきものであります。

反対理由の第七は、道路整備による受益者は国民全体であるにもかかわらず、これを一部運輸業者に限定して、この増税の過重な負担をかけておることとあります。そして、これらの石油を動力源とする産業、とりわけ自動車運送事業並びに自動車所有者において、今日までの税種のみでも、揮発油税、軽油引取税、地方道路税、その他道路受益者負担金、道路改修協力費等の諸税、公課が重複して賦課されまして、負担能力の限界を越えておるのであります。受益者負担にあらずして、まさに受難者負担であります。(拍手)

間接税は、勤労事業に対する意欲を阻害しないこと、担税者に消費選択の余地を残すこと、感覚的な負担感が軽いことでもって、直接税よりすぐれた点もなしとしないのでありますけれども、今回の揮発油税法案に関する限り、クッションにされた業界に對し大打撃を与えているがゆえに、これらの間接税の美点がすべて帳消しになつておるのであります。すでに重い税負担が、この種の産業に従事する労働者に労働強化をしい、事故の発生数をおびただしくしていることは、毎日あの警視庁前に発表される死亡や負傷者の数を見ても、いかにひどいかが歴然としておるのであります。それが、今度の改正によって、さらにこの傾向が助長されることは、あまりにも明らかであります。

さらに、この値上げ法案が通過することによりまして、運賃値上げを余儀なくし、一般物価の値上りの呼び水となることは必至であります。(拍手)このことは、与党修正になる一千円ぐらいの引き下げではいささかも救われたいことは論を待たないところであります。(拍手)

以上の理由によるこの法案の矛盾と不合理については、関係各委員会において、また合同審査において、野党議員があげて鋭く追及したところであります。

最後に、私は、この法律案をめぐる驚くべき政治的無節操の事例に言及せざるを得ないのであります。(拍手)内閣提出の法律案には、閣僚は共同の責任を持つことが定められておりますが、現閣僚中の三名並びに大蔵担当の政務次官が、この課税引き上げ反対連

動に際しまして、これより前、署名し
ている事実であります。(拍手)

地方道路税法の一部改正法律案に対
しまして、私は全く同様の理由から
反対いたすことは当然であります。

幾多の税制上の不均衡を含み、社会
的、経済的に不健全な現象を生むこの
阿法律案に対しまして、政治的節操に
顧みまして、断固反対せられんことを
強く要望いたしまして、私の反対討論
を終るものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は
終局いたしました。

揮発油税法案外一案を一括して採決
いたします。この採決は記名投票を
もって行います。阿案の委員長の報告
はいずれも修正であります。両案を委
員長報告の通り決するに賛成の諸君は
白票、反対の諸君は青票を持参せられ
んことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(金谷秀次君) 投票漏れはあり
ませんか。――投票漏れなしと認めま
す。投票箱閉鎖。開座。閉鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(金谷秀次君) 投票の結果を事
務総長より報告いたさせます。

可とする者(白票) 百六十八

〔拍手〕

否とする者(青票) 九十六

〔拍手〕

○議長(金谷秀次君) 右の結果、揮発
油税法案外一案は委員長報告の通り決
しました。

揮発油税法案外一案を委員長報告の
通り決するを可とする議員の氏名

阿左美廣治君 相川 勝六君
赤澤 寛君 青木 正君
荒船清一郎君 有田 喜一君
有馬 英治君 五十嵐吉蔵君
伊東 岩男君 伊東 隆治君
伊藤 郷一君 池田 清志君
池田 勇人君 池田正之輔君
石坂 繁君 一萬田尙登君
稻葉 修君 今井 耕君
植木庚子郎君 植村 武一君
白井 莊一君 内海 安吉君
江崎 真澄君 小笠 公昭君
小川 半次君 小澤佐重喜君
大石 武一君 大久保留次郎君
大倉 三郎君 大坪 保雄君
大平 正芳君 大村 清一君
大森 玉木君 太田 正孝君
阿崎 英城君 加藤 精三君
加藤 高蔵君 加藤敏五郎君
上林山榮吉君 神田 博君
龜山 孝一君 川崎 秀二君
川野 芳満君 川村善八郎君

木村 文男君 岸 信介君

北 吟吉君 北澤 直吉君

吉川 久衛君 清瀬 一郎君

楠美 省吾君 小泉 純也君

小枝 一雄君 小林 義照君

小島 徹三君 小林 郁君

小林 鈴君 小山 長規君

細瀧 彌三君 佐々木秀世君

佐藤 榮作君 齋藤 憲三君

佐藤 一雄君 笹山茂太郎君

藤本 雄次君 志賀健次郎君

藤原 雄三君 権名悦三郎君

重政 誠之君 首藤 新八君

白濱 仁吉君 須磨彌吉郎君

杉浦 武雄君 鈴木 善幸君

鈴木 直人君 薄田 美朝君

砂田 重政君 世耕 弘一君

瀬戸山三男君 園田 直君

田口長治郎君 田子 一民君

田中伊三次君 田中 龍夫君

田中 正巳君 高岡 大輔君

高木 松吉君 高瀬 傳君

高橋 等君 竹内 俊吉君

竹山祐太郎君 塚田十一郎君

塚原 俊郎君 辻 政信君

綱島 正興君 徳安 實藏君

床次 徳二君 中川 俊思君

中島 茂喜君 中嶋 太郎君

中村三之丞君 中村庸一郎君

永田 亮一君 長井 源君

二階堂 進君 根本龍太郎君

野澤 清人君 野田 卯一君

野田 武夫君 野依 秀市君

馬場 元治君 橋本登美三郎君

橋本 龍伍君 長谷川四郎君

八田 貞義君 濱地 文平君

早川 崇君 林 讓治君

林 博君 原 健三郎君

原 捨思君 福井 盛太郎君

福田 越夫君 福田 篤泰君

福永 健司君 藤枝 泉介君

藤本 捨助君 淵上房太郎君

船田 中君 古井 喜實君

古島 義英君 保利 茂君

保科善四郎君 坊 秀男君

堀内 一雄君 堀川 恭平君

本名 武君 眞崎 勝次君

眞鍋 儀十君 前尾繁三郎君

前田房之助君 前田 正男君

牧野 良三君 町村 金五君

松浦 東介君 松岡 松平君

松田竹千代君 松本 瀧藏君

松山 義雄君 三浦 一雄君

三木 武夫君 三田村武夫君

村上 勇君 栗山 博君

森 清君 八木 一郎君

山口 好一君 山崎 巖君

山手 満男君 山中 貞則君

山本 勝市君 山本 猛夫君

山本 利壽君 横川 重次君

吉田 重延君 渡邊 良夫君

阿部 五郎君 青野 武一君

赤路 友蔵君 足鹿 覺君

飛鳥田一雄君 有馬 輝武君

淡谷 修蔵君 井谷 正吉君

井手 以誠君 井上 良二君

伊藤卯四郎君 池田 龍治君

石橋 政嗣君 石村 英雄君

石山 權作君 稻富 綾人君

今澄 勇君 今村 等君

小川 豊明君 大矢 省三君

岡田 春夫君 加賀田 進君

風見 章君 春日 一幸君

片島 港君 片山 哲君

勝岡田清一君 川俣 清吉君

河野 正君 菊地露之輔君

北山 愛郎君 久保田鶴松君

久保田 豊君 栗原 俊夫君

小平 忠君 小牧 次生君

小山 亮君 五島 虎雄君

河野 密君 佐々木更三君

佐竹 新市君 佐竹 晴記君

坂本 泰良君 下川儀太郎君

鈴木茂三郎君 田中幾三郎君

田中織之進君 田中 武夫君

田中 秘男君 田原 春次君

田万 廣文君 多賀谷眞慈君

高津 正道君 滝井 義高君

竹谷源太郎君 橋 兼次郎君

辻原 弘市君 堂森 芳夫君

中居英太郎君 中島 巖君

中村 高一君 中村 英男君

成田 知巳君 西尾 末廣君

西村 榮一君 野原 覺君

芳賀 貢君 原 茂君

原 彪君 平岡忠次郎君

平田 ヒデ君 福田 昌子君

穂積 七郎君 細迫 兼光君

細田 綱吉君 前田榮之助君
正木 清君 松井 政吉君
松尾トシ子君 松岡 駒吉君
松原喜之次君 三鍋 義三君
水谷長三郎君 門司 亮君
森 三樹二君 森島 守人君
森本 靖君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山口丈太郎君
山本 幸一君 横路 節雄君
横山 利秋君 吉田 賢一君
和田 博雄君 渡邊 徳蔵君

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

開拓農振臨時措置法案(内閣提出)

提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、開拓農振臨時措置法案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、開拓農振臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長小枝一雄君。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この項を」を「この項、次項及び第五項に、」その農作物又は菌の収穫量がその者の平年に

おける収穫量とを農作物又は菌の収穫量がその農作物又は菌の平年における収穫量とに、「天災によりその生産する薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗その他の林産物が流失した等のためその者の林業による平年における総収入額の百分の十以上の損失を被つた旨又はその所有する炭が、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設が流失し、損壊した等のため著しい被害を被つた旨」を「天災による薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗

その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する炭が、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設が流失し、損壊した等のため著しい被害を被つた旨」を「天災による薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗

その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する炭が、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の五十以上である旨に、「天災によりその生産する魚類、貝類若しくは海そり類が流失した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する漁船、漁具が沈没し、流失し、滅失し、損壊した等のため著しい被害を被つた旨」を「天災による魚類、貝類及び海そり類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する漁船(政令で定めるものを除く。次項において同じ)若しくは漁具(政令で定めるものを除く。次項において同じ)の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の五十以上である旨」に改める。

第二条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号を」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合は、その額に更に三万円を加えた額」を「乳牛を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額の五万円を、乳牛以外の牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額に三万円を加えた額」に改め、同項第三号中「政令で指定する地域における被害農林漁業者に貸し付けられる場合」を「特別被害農業者若しくは特別被害農業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営むもの又は特別被害農業者で特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合(漁具の購入資金として貸し付けられる場合のうち政令で定める場合を除く。)」に改め、「開拓者」の下に「(特別被害地域内において農業を営む特別被害農業者を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する特別被害地域は、特別被害農業者については第一号、特別被害農業者については第二号、特別被害農業者については第三号に掲げる区域とする。

一 政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域(昭和二十八年九月三十日現在における市町村の区域をいう。以下この項において同じ)の全部若しくは一部又はその都道府県の区域内の耕地面積が十町歩以上である開拓地区の区域であつて、その区域内において農業を営む被害農業者中に含まれる当該天災に

に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

二 政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域の全部若しくは一部であつて、その区域内において農業を営む被害農業者中に含まれる当該天災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

三 政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域の全部若しくは一部であつて、その区域内に住所を有する被害農業者中に含まれる当該天災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

2 この法律において「特別被害農業者」とは、被害農業者であつて、天災による農作物及び菌の減収による損失額がその者の平年における農業者による総収入額の百分の五

に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

十(開拓者にあつては百分の三十)以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「特別被害林業者」とは、被害林業者であつて、

天災による薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「特別被害林業者」とは、被害林業者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

第三条第一項第一号から第五号までを次のように改める。

一 市町村が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに

要する経費の一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 都道府県が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 都道府県が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたこととする組合(政令で定めるものに限る。次号において同じ)に對し当該資金に充てられた資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会

又は当該金融機関に對し補償するに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

第三条第一項第七号及び第八号を削り、同項第九号から第十二号までの規定中「農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、」を「連合会又は」に、「当該金融機関を」当該連合会又は当該金融機関に改め、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号中「全部又は」を削り、同項第十号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「四分の三」を「百分の八十」に改め、同項を同項第九号として同条第二項中「前項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号を、前項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第一号中「農業協同組合、漁業協同組合、森林組合連合会、漁業協同組合、森林組合連合会、」を「組合、連合会」に改め、同条第三項中「第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

第四条第二項中「同項第一号から第四号まで、第九号及び第十号」を「同項第一号、第二号、第七号及び第八号」に、「二分の一に相当する額」を「百分の五十に相当する額」に、「同項第五号から第八号まで、第十号及び第十二号」を「同項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

「同項第五号から第八号まで、第十号及び第十二号」を「同項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

一 号及び第十二号を「同項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に、「同項第一号から第四号までの経費」を「同項第一号及び第二号の経費に」、「第二項第三号」を「第二項第四号第三号」に、「二分の一又は」を「百分の五十に相当する額又は」に、「当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額」を「当該利子補給額の百分の六十五に相当する額」に改める。

第五条第二項中「その全部又は一部」を「その一部」に改める。

第六条中「第三項第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第三項第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第八条 前条第一項の規定による農林大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、同日前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指定のあつた天災に關しては、なお従前の例による。

天災に關しては、なお従前の例による。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に對する修正

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を附則第一項とし、同項中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十一年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間において天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指定のあつた天災に關しては、前項ただし書の規定にかかわらず、第四條第二項の規定中「年三分五厘以内」に定められている資金に係る経費についての政府の補助額に關する部分の適用については、改正規定による。

「報告書は会議録追録に掲載」

開拓農業振興臨時措置法案

開拓農業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、農業の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的にその農業の改善を図ろうとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることにより、これらの開拓者に農業の基礎を確立させ、もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とする。

(開拓農業振興組合)

第二条 この法律で「開拓農業振興組合」とは、その組合員たる開拓者で次の各号の一に該当するものの数が農林省令で定める基準に達している旨の都道府県知事の認定を受けた農業協同組合であつて、当該開拓者からの申請に基づき、政令で定めるところにより、総会の議決を経て、振興計画（これらの開拓者の農業条件を改善するために当該農業協同組合が行うべき措置について定める計画をいう。以下同じ。）をたて、当該振興計画につき都道府県知事の承認を受けているものをいう。

一 その配分を受けた土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅滞その他その者の責に帰することができない理由により、農業生産の基礎的条件の整備が遅延しているため、農業による総収入額が農林省令で定める基準に達しないこと。

二 その者の負債で農林省令で定めるものの年間要償還額が農林省令で定める基準をこえていること。

業生産の基礎的条件の整備が遅延しているため、農業による総収入額が農林省令で定める基準に達しないこと。

二 その者の負債で農林省令で定めるものの年間要償還額が農林省令で定める基準をこえていること。

2 前項の振興計画は、農林省令で定めるところにより、同項に規定する開拓者の作成する農業改善計画に基づき、次の各号に掲げる事項について定めるものとし、当該振興計画についての同項の承認の申請は、昭和三十四年三月三十一日までにするものとする。

一 農業改善計画の達成に必要な開墾建設工事、開墾作業等農業生産の基礎的条件の整備に関する事項

二 農業改善計画の達成に必要な資金の調達及び償還に関する事項

三 前二号に掲げる事項について、国、地方公共団体、金融機関等から受けようとする援助に関する事項

四 その他農林省令で定める事項（国の助成措置）

融資機関が農業改善資金を貸し付けようとする開拓農業振興組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該融資機関に對し利子補給を行ふ場合における当該利子補給に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に對し補助することができ、

2 前項に規定する農業改善資金は、開拓農業振興組合が、第二条第一項に規定する開拓者に対し、当該開拓者が当該組合から借り入れた災害に係る経営資金（その経営資金の貸付に充てるための資金を、農業協同組合連合会が、都道府県との契約により利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合に、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令で定めるものに限る。）の返済に充てるために必要な資金として利率年五分五厘以内（政令で定める場合は、年三分五厘以内）及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

3 第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金の額は、当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の

対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。ただし、貸付金の利率が前項の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては、当該利子補給額の百分の六十五又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年四分五厘で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。ただし、貸付金の利率が前項の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては、当該利子補給額の百分の六十五又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年四分五厘で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

2 前項の契約は、その契約条項中に次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資につき損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

8 第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する損失補償についての補助金の額は、当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五条 前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約条項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資につき損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

8 第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する損失補償についての補助金の額は、当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五条 前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約条項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第六条 国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓農業振興組合に對し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

第七条 国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓農業振興組合に對し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

第八条 国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓農業振興組合に對し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

(農地法等の特例)

第七條 開拓農業振興組合の組合員

たる第二條第一項に規定する開拓者から、農林省令で定めるところにより、その者が旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」といふ)第四十一條第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同條第四項で準用する措置法第二十八條の規定(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」といふ)第三條の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。)(買収した未墾地の充渡)により充渡を受けた土地、権利又は立木、工作物その他の物件(採草放牧地にあつては、措置法第四十條の六第一項(開拓して農地とすべき牧野等の指定)の規定により指定されたものに限る。)(施行法第二十二條(充渡後の未墾地の特例)の規定により適用される農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十一條(充渡後の検査)の規定による都道府県知事の検査が完了していないものについて、当該検査の時期を延期すべき旨の申請があつたときは、都道府県知事は、施行法第十二條の規定により適用される農地法第七十一條の規定にかかわらず、措置法第四十一條第二項で準

用する措置法第二十條第一項(充渡通知書の交付)の充渡通知書に記載された充渡の時期から起算して八年をこえない範囲内で相当と認める期日を指定し、その期日の到来後遅滞なく当該検査を行うものとする。

2

前項に規定する土地、権利又は立木、工作物その他の物件で同項の申請に係るものについて施行法第十二條前段の規定により農地法第七十二條第一項ただし書(買収)及び第七十三條第一項(処分)の制限)及び第七十四條(適用除外)の規定を適用する場合には、施行法第十二條後段の規定にかかわらず、これらの規定中「第六十七條第一項第六号の時期」とあるのは、「開拓農業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第 号)第七條第一項の規定により都道府県知事が指定する期日」と読み替へるものとする。

第八條 前条第一項に規定する土地で同項の申請に係るもの(農地となつたものに限る。)(うちその充渡の時期から起算して八年をこえ、十一年を経過するまでのものについては、政令で、耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)第三條から第七條まで(耕土培養地域の指定、対策調査、耕土培

養事業計画等)の規定の特例を定めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小枝一雄君登壇〕

○小枝一雄君 たいま議題となりました二法案につき、農林水産委員会における審議の経過及び結果につき御報告いたします。

まず、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、天災によって損失を受けた農林漁業者等に対して金融機関が融資した場合の利子補給及び損失補償の制度を定めたものでありますが、今日まで本法により実施した災害対策の経験に徴し、明確を欠き、または不十分とせられた点を改善しようとして、この改正案が提案せられたのであります。改正点のおもなものを申し上げます。すなわち、第一は、激甚な災害を受けて年三分五厘の低利資金を借り入れることとなる特別の被害地域における特別の被害農林漁業者について、その範囲及び基準を明確にして、融資を円滑に行おうというのであります。

第二は、この天災融資に対して国は利子補給を行うわけでありましたが、信連または中金等に対して行う利子補給を廃止し、都道府県及び市町村を通じて直接単協に補助するようにいたし、融資の適正をはからうというのであります。

第三は、三分五厘資金における国と地方公共団体との利子負担の割合を国六五%、地方公共団体三五%に改め、地方公共団体の負担を軽減しようというのであります。

本案は、三月十二日から五日間にわたり政府に対し質疑を行い、自來その取扱ひについて協議して参りました。三分五厘資金に対する国からの利子補給率の引き上げに伴い、特別平衡交付金の交付率をも当然これに見合せて引き上げべきであるとの有力な意見があり、この点について、三月三十日、委員長より田中務大臣に対し質問を行いましたところ、了承する旨の答弁がありましたので、これをもって一切の質疑を終了することとし、次いで、芳賀貢君から次のごとき内容の修正案が提出されたのであります。すなわち、昭和三十一年度災害の農林漁業者等に与えた被害の激甚なるに堪がみ、この災害中特に著しい被害をこうむつた農林漁業者等に対し融資した三分五厘資金の利子補給については、昭和三十一年度以降の支払い分より新法

による補助率を適用し、地方公共団体の利子負担の軽減をはからうとするものであります。

この修正案及び原案につき、討論を省略して採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、開拓農業振興臨時措置法案について御報告申し上げます。

戦後今日まで実施して参りました開拓事業により、開拓者が食糧増産面において果たした役割は、これを高く評価しなければならぬのであります。しかし、開拓農家の経営の実態については、遺憾ながら、開拓政策上の欠陥、その立地条件の劣悪、連年の災害、経済事情の変動等の影響を受けて、最近著しく悪化しておるのであります。よつて、これらの開拓者の経営を安定させますために、国及び都道府県は協力してその対策を樹立実行することとし、まず、開拓農家をして自主的に振興計画を立てて営農の改善を行わしめるとともに、また、既往の災害によつて借り入れた資金が開拓農家の経営を著しく圧迫している事実にかんがみ、これを償還可能な条件の資金に借りかえさせ、その融資については利子補給及び損失補償を行い、さらに、これらの開拓者が耕作する農地についての成功検査の時期を三年を限度として延期し、また、耕土培養事業について必要な調査及び事業を行う等、諸般の措置

を講じて、もって経営不振開拓農家を一日も早く立ち直らせようというものが、提案の理由及びその内容の概略であります。

本案は、数回にわたり質疑を行いましたが、三月三十日、討論を省略し、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案の効果を一そう高からしめ、また、全員の賛成を得て次の附帯決議を付したことを申し添えておきます。すなわち

開拓農振臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、地区別農振振興計画の達成に必要な措置を積極的に講ずるはもろろん、とりあえずこのさい、経営不振地区の開拓農家に對し、三十二年以降五年間を限り、次の措置を講ずべきである。

(一) 自作農創設維持資金の資金源の拡張に努め、毎年五億円を限度として特別枠を設定し貸付けること。

(二) 農林漁業金融公庫が貸付けた資金の償還額については、実情に応じて償還延期を行うこと。

以上、御報告を終わります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案中、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通

に關する暫定措置法の一部を改正する法律案の委員長報告は修正でありまして、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣

岸 信介君

外務大臣

池田 勇人君

大藏大臣

平井 太一郎君

郵政大臣

宇田 耕一君

國務大臣

田中伊三次君

出席政府委員

農林政務次官

電気通信監理官

松田 英一君

建設政務次官

小澤久太郎君

朗讀を省略した報告

一、昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

理科教育振興法の一部を改正する法律

私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律

一、昨二十九日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律

漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律

所得税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

租税特別措置法

国土開發振興自動車道建設法

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

農工商組合中央金庫法の一部を改正する法律

信用保証協会法の一部を改正する法律

厚生省設置法の一部を改正する法律

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例に關する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

一、昨二十九日本院は檢察官適格審査會委員及び同予備委員を次の通り選任した旨内閣に通知した。

檢察官適格審査會委員
池田正之輔君(任期満了につき選出)

同予備委員
飛鳥田一雄君(同)

山本 利壽君(委員池田正之輔君の予備委員)

吉田 實一君(委員飛鳥田一雄君の予備委員)

一、外務省情報文化局長田中三男は去る二十二日転任し、また、外務省國際協力局長心得森治樹は昨二十九日同局長心得を免ぜられたので、それぞれその政府委員は自然消滅になった。

一、昨二十九日益谷議長は岸内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省國際協力局長 宮崎 幸

一、岸内閣總理大臣から益谷議長宛、昨二十九日議長において承認した宮崎章を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十九日通信委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 森本 靖君(理事森本靖君去る二十八日委員辭任につきその補欠)

一、昨二十九日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 下川儀太郎君

風見 章君 武藤運十郎君

農林水産委員 中村 時雄君 細田 綱吉君

山田 長司君 細田 綱吉君

商工委員 通信委員 森本 靖君

予算委員 川俣 清吉君

決算委員 前田榮之助君

一、昨二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 森本 靖君

山田 長司君 細田 綱吉君

農林水産委員 川俣 清吉君 武藤運十郎君

風見 章君 岡崎 英城君

商工委員 通信委員 下川儀太郎君

予算委員 中村 時雄君

決算委員 神近 市子君

一、昨二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員 木崎 茂男君 権名悦三郎君

一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案(赤城宗徳君外七名提出)

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外三名提出)

一、昨二十九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

建設省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)(参議院送付)

内閣委員会 付託
離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外八名提出、衆法第一九号)

一、昨二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

入場税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外八名提出)

一、昨二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

入場税法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

特定多目的ダム法案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

とん税法案
特別とん税法案

特定多目的ダム建設工事特別会計法案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

理科教育振興法の一部を改正する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

一、昨二十九日参議院において、第二十四回国会と同院から送付され、第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした次の議案を可決した旨の通知書を受領した。

国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会本院提出)

一、昨二十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

信用保証協会法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年三月三十日 衆議院會議録第二十七号

五〇二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し、郵資は二十円)
(郵送料別)

發行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三一五